

熊本県子どもの権利擁護推進事業業務委託公募型プロポーザル募集要綱

1 業務の概要

(1) 業務の名称

熊本県子どもの権利擁護推進事業

(2) 目的

子どもの養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定が成されることが必要である。しかしながら、子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられる。

よって、本事業は、意見表明支援員による子どもの意見表明の支援を実施することで、子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「熊本県子どもの権利擁護推進事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和6年(2024年)4月1日から令和6年(2024年)6月30日まで

(5) 履行場所

熊本県内

2 予算額上限(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2,000千円

本提示額は、提案に当たっての上限となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなり、提示した額とは必ずしも一致しない。

3 参加の資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、県が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(その候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 県税

イ 本部が所在する都道府県の事業税(県税の納付義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(9) 法人格を有していること。

4 審査基準

(1) 実施方針

- ・ 児童福祉施策、子どもの権利擁護に係る制度や現状等に関する理解ができており、本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか。

(2) 業務処理体制

- ・ 子どもの権利擁護に関する専門的な知識、経験及びノウハウ等を有しているか。
- ・ 本業務を安定的に運営する人員、体制が整っているか。
- ・ 適切な個人情報の管理が確保されているか。
- ・ 児童相談所、児童福祉施設、その他関係機関との連携及び支援体制が整っているか。

(3) 事業内容

- ・ 子どもの意見表明支援の実施に必要な知識や技術をもった意見表明支援員を確保しているか。
- ・ 子どもの意見表明支援の実施に関して、活動方法が適切で効果的な内容か。
- ・ 意見表明支援員が定期的にスーパーバイザーから意見表明支援に係る対応について指導や評価等を受ける体制が整っているか。
- ・ 事業内容の実行スケジュールは妥当なものとなっているか。

(4) その他

- ・ 所要額について、適切な内容か。
- ・ 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例第3条第3項及び同条第4項に基づく取組を実施しているか。

5 公募手続の流れ

令和6年1月5日(金)	公募開始・参加申込受付開始
1月17日(水)	質問票の提出期限
1月22日(月)	質問に対する回答を県ホームページで公開
1月30日(火)	参加申込書の提出期限
2月2日(金)	企画提案書及び事業者の取組に関する申出書の提出期限
2月19日(月)	審査会(ヒアリング)
審査会終了後、速やかに	受託候補者決定、仕様書等協議
3月上旬以降	・ 事業費見積の提出 ・ 契約締結
4月1日(月)	事業開始

6 参加申込書及び企画提案書の提出等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加申込書及び資格審査書類を徴取し、審査の結果、資格を有する希望者には、熊本県子どもの権利擁護推進事業業務委託に係る審査委員会が行うヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課 子ども福祉班

住所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2228

FAX：096-383-1427

メールアドレス：horie-c@pref.kumamoto.lg.jp

(2) 参加申込書・資格審査書類

提出期限：令和6年（2024年）1月30日（火）午後5時（必着）

提出場所：（1）に同じ

提出書類：①参加申込書（様式1）

②履歴事項全部証明書

③消費税及び地方消費税納税証明書

④都道府県税納税証明書

⑤財務諸表（損益計算書、貸借対照表）の写し

⑥社会保険等加入状況確認書（様式2）

⑦宣誓書（様式3）

提出方法：持参または郵送とする。

(3) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知

提出された参加申込書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には参加要請の通知を、資格要件を満たしていない者についてはその旨を通知する。

(4) 企画提案書・事業者の取組に関する申出書

提出期限：令和6年（2024年）2月2日（金）午後5時（必着）

提出場所：（1）に同じ

書式、製本等：書類は全てA4版縦、長編綴じ（左綴じ）とする。

提出部数：①様式4 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

※ 副本5部については、複写機による正本の写しで可。

②様式5 事業者の取組に関する申出書 1部

※必要な書類を添付すること。

提出方法：持参または郵送とする。

7 受託候補者の決定方法等

審査委員会が、企画提案者から企画内容等についてヒアリングを行い、企画提案書及びヒアリングの内容をもとに、審査基準に沿って審査・評価を行い、審査委員会で審議の上、受託候補者を決定する。

選定結果については、全ての企画提案者に対して通知する。

8 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正

受託候補者の企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

受託候補者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 契約書及び業務処理要領

受託候補者に対して別途提示する。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる提出書類

参加申込書、企画提案書及び付属資料が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- ① 本要綱で規定する提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 審査委員会によるヒアリングに関する説明

提出された企画提案書の内容について審査委員会がヒアリングを行う。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。企画提案書提出要請の通知受理後において、ヒアリングに出席しない場合は、その旨連絡すること。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

6(1)に同じ

(6) その他留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- ② 審査委員会のヒアリングに出席しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ③ 提出された参加申込書は、企画提案参加申込者の参加資格の審査以外に、また、企画提案書は受託候補者の選定以外には、申込者及び提案者に無断で使用しないものとする。
- ④ 提出された書類は、企画提案参加申込者の参加資格の審査及び受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
- ⑤ 提出期限以降における参加申込書、企画提案書及び添付書類の差替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- ⑦ 受託候補者を公表できるものとする。
- ⑧ 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。
- ⑨ 企画提案書作成のために県より受領した資料は、県の了解なく公表・使用することはできないものとする。
- ⑩ 予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性がある。